

令和4年度（第12回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和5年3月9日（木）

第12回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和5年3月9日(木) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

- 議案第69号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第73号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

出席委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 2番 小山喜行 | 3番 坂本渡 | 4番 芝崎憲年 | 5番 柴田明夫 |
| 6番 谷本昌平 | 7番 角是明 | 8番 中筋雄四郎 | 9番 中村省一 |
| 10番 西謙讓 | 11番 東地寧司 | 13番 増本昌弘 | 14番 山下敏文 |
| 15番 宇井良子 | 16番 地當久男 | 17番 杉本百男 | 19番 堤和之 |
| 20番 深美剛一 | 22番 山田定男 | | |

欠席委員

- 1番 尾鷲壽夫

出席職員

- 事務局2名 濱地、勝山

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>少し定刻より過ぎましたが、失礼いたしました。それではですね、始めたいと思いますけれども、皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日差しは日に日にですね、強くなってきております。ですが気温のほうは、今日は大変暖かいですけれども、暖かくなったり、また寒くなったりと、三寒四温を絵に描いたような日が続いております。けれど、確実に春に近づいているなというのを実感されるようなこの頃であります。暖かくなって来ますと、何かと忙しくなってくるかと思しますので、体調のほうも十分に気をつけながらお過ごしいただきたいとこのように思います。</p> <p>はい、それではですね、只今から令和4年度第12回串本町農業委員会の定例会を開催いたします。本日、欠席届の出ている方は、1番 尾鷲委員1名です。署名委員には、3番 坂本委員、4番 芝崎委員、お二方を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日の審議していただく案件は5つでございます。ご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速、議案審議のほうに入りたいと思います。1ページの議案第69号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、私の担当地区でありますので、私から報告をいたします。</p>
議長	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第69号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>

	(異議無しの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第69号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、これも私の担当地区でありますので私のほうからご報告をいたします。
議長	(現地調査報告)
議長	はい。それでは議案第70号につきまして、只今の事務局の提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	<p>無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第70号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議無しの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第70号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いします。</p>
角委員	はい、7番 角です。

議長	はい、7番 角委員。
角委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
小山委員	はい、2番。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	前にも言ったんですが、この8ページの地図ですね、建物名なんか記されていないので、目印になるように入れておいてもらいたいですね。そうすれば分かりやすくなると思います。
角委員	この地図では斜線の農地の所に道があるでしょう。その道の右側に小さい小屋と家の形が記されていますよね。そこが〇〇さんの家です。
議長	ちょっと分かりにくいですね。
角委員	農地の間の細い道の右手にある家の形をしたところです。その下の四角が繋がったようなギザギザで記されているのが〇〇さんの家で、ここの農地のすぐ傍にあります。
事務局	近づきすぎると場所が分からなくなるので、道路等が見えている方が分かりやすいかと思ったんですが逆に分かり辛かったということで、すみませんでした。次からは気をつけるようにします。
小山委員	皆さんが分かりやすいように、よろしくお願いします。
事務局	分かりました。
議長	はい、他にございませんか。 (なしの声)

議長	<p>はい、他に無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第71号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第71号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>これについては、先に説明をしておいた方が良くないかな。</p>
事務局	<p>はい。それでは、本件について補足でご説明をさせていただきます。</p> <p>現地調査で見に行った時にですね、申請地のうち〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇〇〇番〇の2筆が、11ページの地図で見ただけだと分かりますが、県道の川側に位置しておりまして、これは道路の残地だということで面積もそれぞれ〇〇㎡、〇〇㎡という小さな土地になっています。この2筆につきましては、現地を確認したところ、営農計画では大根と白菜の栽培という内容だったんですが、畑として耕作するのは困難だという判断になりました。前回の〇〇の案件でもありましたように、2条の非農地と3条の許可申請に分けてもらえないかということで、行政書士さんと話を進めているところです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。</p>
山田委員	<p>22番 山田です。</p>
議長	<p>はい、22番 山田委員。</p>
山田委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、分かりました。ありがとうございました。</p>

	<p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>この申請地で、〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の2筆を除いて審議されるということですか。</p>
事務局	<p>いいえ、申請は〇〇全てについてのものでありまして、営農計画も全体で立てていますので、部分的に許可することではなく、前回の〇〇の件と同じです。全体をひとつの案件として3条申請が認められるかどうかの判断となります。</p>
議長	<p>はい。そういうことですので、皆さん、質疑のある方はございませんか。</p>
山下委員	<p>はい、14番 山下です。</p>
議長	<p>はい、14番 山下委員。</p>
山下委員	<p>これは、今言われた2件ですね。これを除いてまた申請し直すということになるということですか。他は問題ないのだから通してあげても良いんじゃないかと思うんですが。</p>
事務局	<p>前回の時にも県に確認しましたが、3条申請でまとめて出てきている案件について、部分的に許可することが可能であるかを問い合わせさせていただいたところ、営農計画の中に全ての農地が含まれるため、この農地は良いけれど、こっちの農地はダメですというような部分的な許可は出来ないという回答でした。手間にはなるんですが、耕作困難な2筆については2条で、残りの5筆を3条で再度提出していただくよう間に入っている行政書士さんと話をしているところです。</p>
議長	<p>それではここでの審議は必要ないのでは。また改めて出してもらった時にすれば良いんじゃないのかな。</p>
事務局	<p>今回は、第3条申請ということで受付していますので、その申請に対する可否の決定をしていただきたいと思います。そうしないと受付だけして結果を出していない状態で残ってしまいますので、ここでの審議は必要だと思います。</p>

議長	今の申請では許可するのは出来ないということで、理由はどうするのか。
事務局	そうですね、前から何度かあるんですが、農地法第3条第2項の規定の中には全ての農地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことというのが条件になっていまして、今回の場合ですとこの259番1と282番1は耕作に利用できないだろうという現地調査委員さんの判断がありますので、全ての農地を効率的に利用するということに該当しないということで却下になるのかなという風に考えています。
議長	なるほどね。皆さん、そういうことです。
中村委員	次まで待ってもらってということですね。
事務局	そうですね。その方向で今、話をしています。
議長	<p>はい。そしたら他にございませんか。</p> <p>まあ、1筆でもおかしいのがあったら許可できないということやね。そういうことです。何かご意見はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無ければですね、お諮りをいたします。</p> <p>議案第72号、これにつきましてはどういった形にいたしましょうか。今回は却下ということで、皆さんよろしいですか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第72号、これについては先ほどから説明しました2筆については他のものと分けて申請をやり直していただくということで、今回は却下といたします。その方がスマートに行くかと思いますが、担当委員さん、それでよろしいですか。ちょっと時間はかかりますが、来月であればそこまで待ってもらうこともないですし、議案第72号は却下ということで処理をいたします。</p> <p>続きまして、議案第73号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明を</p>

	<p>お願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、これについては私の担当地域となりますので私のほうから説明をいたします。</p>
議長	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
谷本委員	<p>6番、谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>これは説明ではネギを栽培すると言っているけれど、ネギしか作ったらダメなのかな。別にそんなことは無いですよ。畑としてちゃんと耕作をしていれば大丈夫ですよ。</p>
事務局	<p>今回は利用権の設定ですので、書類では耕作の内容について野菜と書かれています。今の〇〇さんの考えではネギを栽培したいということがありましたのでご説明させていただきました。その考えが変わって別の物を作ったとしても特に問題はありません。</p>
谷本委員	<p>中間管理機構も入っているけれど、別にそれは問題ないということで良いですね。</p>
事務局	<p>耕作をしていただくのであれば問題ありません。</p>
谷本委員	<p>それと、これは紀南農協のほうの管轄ですよ。</p>
事務局	<p>〇〇〇地区なので、そうです。</p>
谷本委員	<p>様式を変更してくれたみたいですね。</p>

議長	<p>そういえばこの前もありましたね。立派な様式を考えてくれてね。やっとなんか、変更してくれたようですね。堤委員からも言ってもらったりしてね、ありがとうございました。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。</p>
小山委員	<p>ニンニクの芽だったら鹿にやられるけれど、ネギだったら大丈夫なのかな。</p>
議長	<p>さあ、ちょっと分かりませんね。最初は食べなくても段々と慣れて来ますからね。ニンニクなんかでもそうですからね。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無ければですね、お諮りをいたします。</p> <p>議案第73号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第73号は原案通り承認可決されました。</p> <p>それから事務局に一点、質問です。この書類ですけれど、この日にちが入っていないのは入れられないからわざと書いていないのか、それとも忘れていたのか、どうなのでしょう。</p>
事務局	<p>公告年月日の日付ですね。利用権の設定につきましてはこの委員会での承認許可が終わってから農業委員会会長名で農業公社に回答を出しまして、そこから公告がされるんですけど、その日付が申請時点ではいつになるか分からないので記載されていないのだと思います。</p>
議長	<p>そういうことですね。しかし、こういった資料は完璧にしておいた方がよいという考えがありますので、予定日に入れておくとか、これだと記入を忘れたのかなという風にも見えますのでね。そういうことが無いように完璧にして出してもらおうよう努力していきましょう。</p>

事務局	分かりました。
議長	<p>はい、それでは以上をもって本日の議案審議は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。これで本日の定例会、議事録は終了します。</p> <p>午後 2 時 1 2 分 定例会終了</p>